

確定申告、市・県民税の申告時に持参するもの ～申告書にはマイナンバーの記載および本人確認書類が必要です～

マイナンバーが確認できるものの写しと、本人確認書類の写しを必ず持参してください。市・県民税申告書提出の場合は、提示のみとなります。なお、会場内にコピー機はありません。あらかじめ用意しておいてください。

所得税および復興特別所得税の確定申告は①～⑩、市・県民税の申告は①～⑦を持参してください。また申告の内容により、その他の資料が必要になる場合があります。

- ①印鑑・筆記用具・計算用具
- ②マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④源泉徴収票(原本)
- ⑤社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ⑥生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦医療費控除がある場合は、領収書(あらかじめ合計額を計算)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額が分かるもの。寄附金控除がある場合は、領収書または受領証明書
- ⑧申告者本人の銀行口座番号
- ⑨前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控え、または写しなど
- ⑩税務署から申告書やお知らせがきが郵送された方は、その用紙など
- ⑪e-Taxを利用している方は、利用者識別番号と暗証番号

期限内の申告を!

2月16日～3月15日は 確定申告期間です

関大和税務署 ☎(262)9411 / 市民税課 ☎(235)8594

平成28年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)です。海老名市内に居住している方の確定申告書提出先は大和税務署です。申告書はご自身で作成し、期限内の提出をお願いします。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って必要事項を入力すると税額などが自動計算され、申告書などを作成することができます。なお、所得税の確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。2月初旬からは、市民税課窓口でも配布します。

市役所でできる確定申告

- ▼会場 市役所401会議室
- ▼対象 収入に給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方
- ▼控除 医療費・扶養控除・寄附金控除の追加などを行う方
- ▼日時 2月16日(木)～3月15日(水)の平日、ただし2月19日(水)は受け付けを行います。

- ▼午前の部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)
- ▼午後の部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)
- ※2月18日・3月4日(土)(8時30分～12時)は市役所の土曜開庁のため、完成した申告書に限り市民税課窓口で收受します。
- ▼注意事項 混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。また、市役所へ郵送による提出はできません。

市役所でできない確定申告

- 次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告を行ってください。ただし、完成した申告書に限り、市役所でも收受します。なお、2月19日・26日(日)は大和税務署の開庁日のため、同署で申告することができます。
- ①給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)
- ②住宅借入金等特別控除の申告

市・県民税(個人住民税)の申告

平成29年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(水)です。

- 申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。
- ①所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ②28年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③28年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方
- ④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方
- ▼申告方法 2月15日(水)までは市民税課窓口(土曜開庁も含む)で、2月16日(木)～3月15日(水)は市役所401会議室で確定申告を行います。

- ③雑損控除の申告
- ④特定支出控除の申告
- ⑤平成27年分以前の申告

2月16日以降に大和税務署で

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書の作成は、2月16日(木)以降に大和税務署内の会場へお越しください。

公的年金などに係る確定申告

平成23年分以降、公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合の確定申告は不要になりました。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告が不要な場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

定申告と同様の時間内に提出してください。また、郵送による提出も可能です。

税理士による無料申告相談会

▼日時 2月9日(木)・13日(月)・14日(火)

- ▼午前の部 9時～12時(受け付けは11時30分まで)
- ▼午後の部 13時～15時30分(受け付けは15時まで)

※混雑する場合は、先着順で受け付けを締め切り、午後の受け付けを行わない場合もありますのでご注意ください。

▼会場 市役所401会議室

▼対象 小規模納税者(平成28年の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者および給与所得者の方の所得税および復興特別所得税を申告する方。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く。

▼その他 申告書の提出のみの受け付けはできません。